

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

○改正のポイント

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第六号）（国土交通省）
建設工事に係る再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十四年五月三十日とすることとしている。

○政令第六号（平成十四年一月二十三日）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）附則第一条第二

号の規定に基づき、この政令を制定する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十四年五月三十日とする。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

○改正のポイント

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七号）（国土交通省）
1 分別解体等をしなければならない建設工事の規模に関する基準、指定建設資材廃棄物、報告の徴収及び立ち入り検査に関する事項、市町村等の長が処理する事務に関する事項等を定めることとしている。
2 この政令は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行日（平成十四年五月三十日）から施行することとしている。

○政令第七号（平成十四年一月二十三日）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第九条第三項、第十三条第三項、第十六条ただし書、第十八条第三項、第四十二条、第四十三条第一項及び第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百九十五号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「(特定建設資材)」を付し、同条の次に次の七条を加える。

(建設工事の規模に関する基準)

第二条 法第九条第三項の建設工事の規模に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）に係る解体工事については、当該建築物（当該解体工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が八十平方メートルであるもの
- 二 建築物に係る新築又は増築の工事については、当該建築物（増築の工事にあっては、当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が五百平方メートルであるもの
- 三 建築物に係る新築工事等（法第二条第三項第二号に規定する新築工事等をいう。以下同じ。）

であって前号に規定する新築又は増築の工事に該当しないものについては、その請負代金の額（法第九条第一項に規定する自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号において同じ。）が一億円であるもの
四 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、その請負代金の額が五百万円であるもの

- 2 解体工事又は新築工事等を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、前項に規定する基準を適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

(対象建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三条 対象建設工事の請負契約の当事者は、法第十三条第三項の規定により同項に規定する主務省令で定める措置（以下この条において「電磁的措置」という。）を講じようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、その講じる電磁的措置の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるもの（次項において「電磁的方法」という。）による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た対象建設工事の請負契約の当事者は、当該契約の相手方から書面又は電磁的方法により当該承諾を撤回する旨の申出があったときは、法第十三条第一項又は第二項の規定による措置に代えて電磁的措置を講じてはならない。ただし、当該契約の相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(指定建設資材廃棄物)

第四条 法第十六条ただし書の政令で定めるものは、木材が廃棄物となったものとする。

(発注者への報告に係る情報通信の技術を利用する方法)

第五条 対象建設工事の元請業者は、法第十八条第二項の規定により同項に規定する事項を通知しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該工事の発注者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た対象建設工事の元請業者は、当該工事の発注者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があったときは、当該工事の発注者に対し、同項に規定する事項の通知を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該工事の発注者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(報告の徴収)

第六条 都道府県知事は、法第四十二条第一項の規定により、対象建設工事の発注者に対し、特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況につき、次に掲げる事項に関し報告をさせることができる。

- 一 当該対象建設工事の元請業者が当該発注者に対して法第十二条第一項の規定により交付した書面に関する事項
- 二 その他分別解体等に関する事項として主務省令で定める事項

2 都道府県知事は、法第四十二条第一項の規定により、自主施工者又は対象建設工事受注者に対し、特定建設資材に係る分別解体等の実施の状況につき、次に掲げる事項に関し報告をさせることができる。

- 一 分別解体等の方法に関する事項
- 二 その他分別解体等に関する事項として主務省令で定める事項

3 都道府県知事は、法第四十二条第二項の規定により、対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の状況につき、次に掲

げる事項に関し報告をさせることができる。

- 一 再資源化等の方法に関する事項
- 二 再資源化等をした施設に関する事項
- 三 その他特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する事項として主務省令で定める事項
(立入検査)

第七条 都道府県知事は、法第四十三条第一項の規定により、その職員に、対象建設工事により生じた特定建設資材廃棄物その他の物、特定建設資材に係る分別解体等又は特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

(市町村の長による事務の処理)

第八条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であって、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村又は当該特別区の長に適用があるものとする。

- 一 法第十条第一項及び第二項の規定による届出の受理並びに同条第三項の規定による命令に関する事務
- 二 法第十一条の規定による通知の受理に関する事務
- 二 法第十四条の規定による助言又は勧告に関する事務
- 四 法第十五条の規定による命令に関する事務
- 五 法第四十二条第一項の規定による報告の徴収に関する事務
- 六 法第四十三条第一項の規定による立入検査に関する事務（特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であって、建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内において施工される対象建設工事に係るものについては、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築又は移転に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物等についての対象建設工事に係るものは、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事が行う。

3 第一項の規定にかかわらず、法に規定する都知事の権限に属する事務であって、建築基準法第九

十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百九条第一項各号に掲げる建築物等（同項第二号に掲げる建築物及び工作物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物及び当該工作物を除く。）に関する対象建設工事に係るものは、都知事が行う。

4 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であって、地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該保健所を設置する市又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該保健所を設置する市又は当該特別区の長に関する規定として当該保健所を設置する市又は当該特別区の長に適用があるものとする。

一 法第十八条第二項の規定による申告等の受理に関する事務

二 法第十九条の規定による助言又は勧告に関する事務

三 法第二十条の規定による命令に関する事務

四 法第四十二条第二項の規定による報告の徴収に関する事務

五 法第四十三条第一項の規定による立入検査に関する事務（特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。）

附 則
（施行期日）

第一条 この政令は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十四年五月三十日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第八条第四項の規定により特別区の長が行うこととされている事務については、当分の間、都知事が行うものとする。

（緑資源公団法施行令の一部改正）

第三条 緑資源公団法施行令（昭和三十一年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

<http://www.kankyonews.com>

第三十六条第一項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第十一条（労働福祉事業団法施行令の一部改正）

第四条 労働福祉事業団法施行令（昭和三十二年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第十一条（日本道路公団法施行令の一部改正）

第五条 日本道路公団法施行令（昭和三十二年政令第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第十一条（首都高速道路公団法施行令の一部改正）

第六条 首都高速道路公団法施行令（昭和三十四年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第十一条（簡易保険福祉事業団法施行令の一部改正）

第七条 簡易保険福祉事業団法施行令（昭和三十七年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第十一条（阪神高速道路公団法施行令の一部改正）

第八条 阪神高速道路公団法施行令（昭和三十七年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十四の次に次の一号を加える。

十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第十一条（水資源開発公団法施行令の一部改正）

第九条 水資源開発公団法施行令（昭和三十七年政令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中第二十五号を第二十六号とし、

第十九号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条（地域振興整備公団法施行令の一部改正）

第十条 地域振興整備公団法施行令（昭和三十七年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中第二十四号を第二十五号とし、第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条（日本鉄道建設公団法施行令の一部改正）

第十一条 日本鉄道建設公団法施行令（昭和三十九年政令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第二十八号を第二十九号とし、第二十三号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条（地方住宅供給公社法施行令の一部改正）

第十二条 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十六号の五を第十六号の六とし、第十六号の四の次に次の一号を加える。

十六の五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条（環境事業団法施行令の一部改正）

第十三条 環境事業団法施行令（昭和四十年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条（新東京国際空港公団法施行令の一部改正）

第十四条 新東京国際空港公団法施行令（昭和四十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第十九号を第二十号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条（石油公団法施行令の一部改正）

第十五条 石油公団法施行令（昭和四十二年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加

える。

十二 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条（地方道路公社法施行令の一部改正）

第十六条 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条（本州四国連絡橋公団法施行令の一部改正）

第十七条 本州四国連絡橋公団法施行令（昭和四十五年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十四号を第二十五号とし、第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第十八条 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第二十四号を第二十五号とし、第十九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条（中小企業総合事業団法施行令の一部改正）

第十九条 中小企業総合事業団法施行令（平成十一年政令第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条（都市基盤整備公団法施行令の一部改正）

第二十条 都市基盤整備公団法施行令（平成十一年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中第三十一号を第三十二号とし、第二十五号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条（雇用・能力開発機構法施行令の一部改正）

第二十一条 雇用・能力開発機構法施行令（平成十一年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第十三号を第十四号とし、第

十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条
